

(株)フィットエクスプレスは、次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を公表いたします。

●次世代育成支援対策推進法とは
次世代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するために平成17年に施行された法律です。

●一般事業主行動計画とは
次世代法に基づき、従業員の仕事と子育ての両立のため行動計画の策定が義務付けられています。
(従業員101人以上の企業は義務、100人以下の企業は努力義務)

平成27年3月31日

(株)フィットエクスプレス行動計画

社員・パートが働きやすい環境をつくることによって、全ての社員・パートがその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定しました。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成29年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：子どもの出生時における父親の休暇取得の促進

〈 対策 〉

- イ. 配偶者が出産する場合、特別休暇が1日取得可能であり、この取得促進を図る
- ロ. 男性社員に特別休暇取得を促すと共に、全従業員に対して同制度の周知徹底させる

目標2：計画期間内に、所定外労働の削減を次のようにする。

平成28年1月までにノー残業デーを設定し、実施する。

〈 対策 〉

- イ. 各部署の責任者によるパート作業効率アップのため、各個人の作業効率を数値化を実施
作業効率の目標値を設定し各個人がその目標値になる様、社員が指導していく
- ロ. 昼礼の際、各部署の予想終了時間を報告し、午後に人員の振分、再配置を行い各部署の
終了時間が同じになるよう調整を行う
- ハ. 所定外労働の原因分析とノー残業デーの曜日設定を検討
- ニ. 平成28年1月までに所属長よりノー残業デーの曜日を設定、発表しノー残業デー開始
社内ポスターなど社員への周知徹底させる（毎月）